平成２３年（フ）第５０号
福井市種池町第21号９番地13
債務者　芝　　俊典
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６号
福井市日之出４丁目１番15号
債務者　荒井　隆文
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月28日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１０号
愛媛県宇和島市祝森甲2465番地
債務者　中村　剛大
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１２２号
福岡県嘉麻市岩崎376番地２
債務者　宮田　愛子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２８号
福岡県飯塚市中475番地５
債務者　野村　　功
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３２号
福岡県飯塚市椿413番地２
債務者　手嶋　文子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６４号
大分県別府市亀川中央町15番６号
債務者　青山しのぶ
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４１号
大分県佐伯市常盤東町３番11号　レオパレスブラッサム105号、従前の住所熊本県八代市田中東町22号５番地　201
債務者　上村　孝治
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
宮崎県延岡市野田１丁目16番地23
債務者　戸上由美子（旧姓若松）
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２０号
宮崎県日向市大字富高6231番地２
債務者　木村　仁鉄
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２４号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目1524番地１
債務者　西　　猛夫
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２５号
宮崎県延岡市土々呂町５丁目1524番地１
債務者　西　　一美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第７８２号
鹿児島県鹿児島市南林寺町７番６号
債務者　坂元　和子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８１４号
鹿児島県鹿児島市下福元町2962番地６
債務者　有山　美鳥
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８８０号
鹿児島県鹿児島市皷川町５番41号　皷川市営住宅1014号
債務者　坂上めぐみ
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２３号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目13番15号
債務者　岡元　英和
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第７４号
鹿児島県いちき串木野市東島平町225番地　奥田マンション104号室
債務者　徳永　百美
1　決定年月日時　平成23年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第８７号
鹿児島県鹿児島市小山田町7100番地
債務者　門松俊一郎
1　決定年月日時　平成23年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係